

高知県創業支援事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、高知県創業支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、高知県創業支援事業費補助金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助事業の軽微な変更

要綱第11条第1項の「補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更」は、次のとおりとする。

- 1 より効率的な事業執行に資するものと認められる場合
- 2 事業計画の内容を損なわない細部の変更の場合

第3 委任

この要領に定めるもののほか、高知県創業支援事業補助金の取扱いに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月28日から施行する。